

海底火山「福德岡ノ場」の噴火に係る 港湾分野の対応

令和4年6月29日
国土交通省 港湾局

港湾への軽石漂着の状況

- 沖縄県38港、鹿児島県37港、東京都9港、静岡県5港、宮崎県1港、高知県1港、三重県1港、計92港の港湾で軽石の漂流・漂着を確認。
- 国土交通省はTEC-FORCE派遣などを通じた各種支援を実施。港湾内の軽石除去について、港湾管理者等が災害復旧事業等により対応中。

TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)等

- 令和4年3月31日までに984名のTEC-FORCE等を派遣。

海洋環境整備船等による巡回・除去

- 三大湾への軽石接近等に備え、地方整備局が民間の災害協力団体の協力を得て、海洋環境整備船等による軽石の除去体制を構築して対応。

運天港(沖縄県)での対応

- 港湾管理者(沖縄県)からの要請を受け、国が運天港の港湾施設の一部を管理し、軽石対策を支援(令和3年12月10日~令和4年6月9日)。
- 除去した軽石を、中城湾港泡瀬地区の直轄土砂処分場に埋立処分するため、公有水面埋立法に基づく変更承認を申請中。

伊豆諸島や三大湾等への軽石漂着等に備えた対応

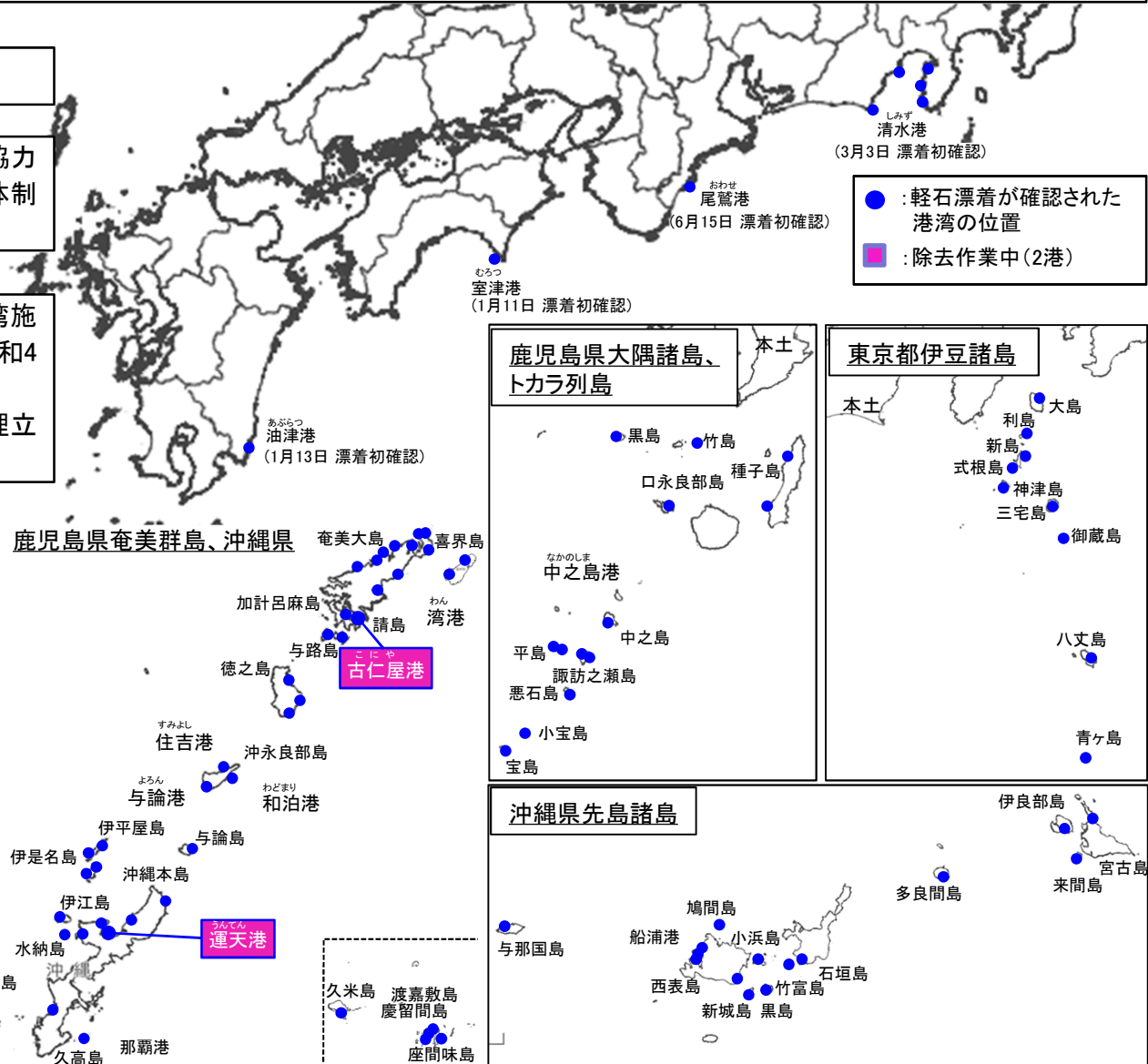
- 各港湾管理者等と連絡調整会議を開催し、軽石除去に関する支援制度の積極的な活用等を周知。
- 三大湾への軽石接近等に備え、作業船及びオイルフェンス・回収かごによる軽石除去訓練等を実施。

漂流軽石回収技術の検討

- 水産庁と連携し、令和3年11月5日に「漂流軽石回収技術検討WG」を設置し、11月30日に検討結果とりまとめ公表。

運天港における軽石除去

オイルフェンスによる軽石除去訓練



運天港における軽石除去について

- 軽石除去作業を円滑に推進するため、港湾管理者（沖縄県）からの要請を受け、令和3年12月10日から令和4年6月9日まで港湾法第55条の3の3の規定により、国による運天港の港湾施設の一部管理を実施。
- 令和4年6月27日時点で、国・県あわせて約6.3万m³の軽石を回収し、主要な航路・泊地に影響を与える軽石を概ね除去。
- 局所的に残存する軽石は、災害復旧事業として、県が陸上からの除去作業を継続中。

運天港における国による港湾施設の一部管理

管理の期間	令和3年12月10日～令和4年6月9日
管理の内容	①航路・泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整 ②航路・泊地における軽石その他の物件の除去（※令和4年1月10日より追加） ③航路・泊地の点検、利用可否判断



運天港（羽地内海の状況）



令和4年1月8日撮影



令和4年6月5日撮影

軽石の埋立処分

- 運天港で国が除去した軽石は、現在、中城湾港の2カ所(国直轄工事の作業ヤード、直轄土砂処分場)に仮置きしており、沖縄県に対して申請している公有水面埋立法に基づく変更承認手続が完了次第、同港泡瀬地区の直轄土砂処分場に埋立処分を行う予定。(4月11日、内閣府沖縄総合事務局より沖縄県に対して公有水面埋立法に基づく変更承認を申請済み)
- なお、その埋立にあたっては、中城湾港の泊地整備(国直轄工事)に伴って発生する浚渫土砂等と軽石を混合して処分することにしており、その技術的検討を行うため、浚渫土砂等と軽石の混合材の強度試験の実施に加え、有識者を構成員とする「軽石の埋立処分に関する技術検討委員会」を設置し、除去した軽石の埋立処分手順を3月23日に取りまとめ公表した。



軽石と浚渫土砂等の混合土に関する現地試験施工



軽石と浚渫土砂等の混合状況

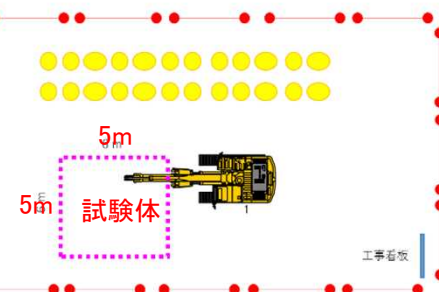


試験体の敷均し・転圧の様子

バックホウで浚渫土砂等と軽石の混合材による試験体を造成し、強度試験を実施



直轄工事の作業ヤード



試験施工箇所の平面図

防災基本計画の概要

- 防災基本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条第1項の規定に基づく政府の防災対策に関する基本計画で、災害の種類に応じて講じるべき対策が記載されている。
- 災害予防・事前準備、災害応急対策、災害復旧・復興という災害対策の時間的順序に沿って記述されており、国、地方公共団体、住民等、各主体の責務を明確にするとともに、それぞれが行うべき対策が具体的に記述されている。

修正内容(新たに記述を追加)

6月17日中央防災会議決定

第6編 火山災害対策編

第2章 災害応急対策

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

2 交通の確保

(4) 航路等の障害物除去等

- 国[国土交通省]は、開発保全航路、緊急確保航路等について、船舶の交通を確保するため、早急に被害状況を把握し、大量かつ広範囲に漂流する軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、政府本部に報告するとともに、軽石の回収を目的とした船舶を活用した軽石除去、建設業者等と連携した除去作業等の応急復旧を行うものとする。
- 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国[国土交通省、農林水産省]に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。国[国土交通省、農林水産省]は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。

※上記を踏まえ、国土交通省防災業務計画にも、同様の記載内容を追加(6月20日国土交通省防災会議決定)。